

令和2年度第8回人事委員会 会議結果<概要>

1 日 時

令和2年7月13日（月）午後3時00分～午後3時19分

2 場 所

人事委員会 審理室（新宿モノリス 25階）

3 出席者

（委員）青山委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）武市事務局長、須藤任用公平部長、神山試験部長、柴田審査担当部長、船川担当部長（総務課長事務取扱）、田近任用給与課長

4 議 事

<議 案>

第16号議案 東京都規則等の一部改正について（給与関係）

第17号議案 指定職給料表の適用について

第16号議案 東京都規則等の一部改正について（給与関係）

標記議案について、事務局から、組織改正に伴い、任命権者から申請があった東京都規則等の内容を説明し、申請のとおり承認したい旨、説明した。

I 東京都規則の一部改正

1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

II 人事委員会承認事項の一部改正

1 保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて

委員より、初任給調整手当は毎月支給されるのかとの質疑があり、事務局から、そのとおりである旨、回答した。

委員より、初任給調整手当の改定の傾向について質疑があり、事務局から、直近においては、国は俸給表の改定に合わせて増額しているが、都は改定していない旨、回答した。

委員より、医師免許を有しない研究者の場合は初任給調整手当の対象となるのかとの質疑があり、事務局から、対象にはならない旨、回答した。

委員より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、監察医の業務の変化について把握に努めてほしいとの意見があった。

委員より、福祉保健局島しょ保健所の所長の区分について質疑があり、事務局から、本則では本庁の区分になる旨、回答した。

委員より、初任給調整手当の支給期間及び支給額について質疑があり、事務局から、大学卒業後 40 年間支給され、20 年以降は支給額が逡減される仕組みとなっている旨、回答した。

委員より、初任給調整手当が支給される医師以外の職種について質疑があり、事務局から、支給期間や支給額は異なるものの看護師等が対象である旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

<以下、非公開案件>

第 17 号議案 指定職給料表の適用について

次回開催日程について

次回委員会は、令和 2 年 7 月 13 日（月）午後 3 時 00 分から開催することとした。